

職員の特別ほう賞金に関する規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

1 改正の理由

昨今の経済状況を踏まえ、特別ほう賞金の額を改めるほか、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 昨今の経済状況を踏まえ、特別ほう賞金の額の改正を行う。
- (2) 行政手続の簡素化を図るため、特別ほう賞金支給内申書の押印を省略する改正を行う。

3 施行期日

公布の日

職員の特別ほう賞金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

職員の特別ほう賞金に関する規則の一部を改正する規則

職員の特別ほう賞金に関する規則（昭和47年長野県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「教育事務所、」を「室若しくは現地機関若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改める。

別表第1中「（別表第1）」を「（別表第1）（第3条関係）」に、

「

10,000,000円
7,500,000円
5,000,000円

」を「

円
13,000,000
10,000,000
6,250,000

」に改める。

別表第2中「（別表第2）」を「（別表第2）（第3条関係）」に、

「

7,500,000円	5,000,000円	2,500,000円
6,750,000	4,500,000	2,250,000
6,000,000	4,000,000	2,000,000
5,400,000	3,600,000	1,800,000
4,725,000	3,150,000	1,575,000
4,125,000	2,750,000	1,375,000
3,525,000	2,350,000	1,175,000

」を「

円	円	円
10,000,000	6,250,000	3,000,000
8,400,000	5,650,000	2,800,000
7,500,000	5,000,000	2,500,000
6,800,000	4,500,000	2,300,000
5,900,000	3,950,000	2,000,000
5,200,000	3,450,000	1,700,000
4,400,000	2,950,000	1,500,000

」に改める。

3,000,000	2,000,000	1,000,000
-----------	-----------	-----------

3,800,000	2,500,000	1,300,000
-----------	-----------	-----------

に改める。

別表第3中「(別表第3)」を「(別表第3)(第3条関係)」に、「200,000円」を「250,000円」に改める。

別紙様式中「(別紙様式)」を「(別記様式)(第5条関係)」に、「氏 名印」を「氏 名」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育政策課

職員の特別ほう賞金に関する規則新旧対照表

改正案	現行																		
<p>(支給要件)</p> <p>第2条 職員が、生命又は身体の危険を顧みることなくその職務を遂行することによつて危害又は災害を受け、そのため負傷し、病気にかかり若しくは身体に障害（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表第1級から第8級までの等級に該当する障害をいう。以下同じ。）が存することとなつた場合又は死亡した場合に、その行為について功労があると認められるときは、特別ほう賞金を支給するものとする。</p> <p>(種類及び額)</p> <p>第3条 特別ほう賞金の種類は、殉職者特別ほう賞金、身体障害者特別ほう賞金及び傷病者特別ほう賞金とし、その額は、別表第1から別表第3までに掲げるところによる。</p> <p>(支給の内申)</p> <p>第5条 事務局の課、<u>室若しくは現地機関若しくは教育機関の長</u>又は市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。）は、所属の職員が第2条の規定に該当し、特別ほう賞金を支給することが相当であると認められるときは、特別ほう賞金支給内申書（別記様式）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(別表第1) <u>(第3条関係)</u></p> <p>殉職者特別ほう賞金</p> <table border="1" data-bbox="183 1161 1066 1362"> <thead> <tr> <th>功労の程度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>抜群の功労があると認められるもの</td> <td>13,000,000</td> </tr> <tr> <td>多大の功労があると認められるもの</td> <td>10,000,000</td> </tr> <tr> <td>功労があると認められるもの</td> <td>6,250,000</td> </tr> </tbody> </table>	功労の程度	金額		円	抜群の功労があると認められるもの	13,000,000	多大の功労があると認められるもの	10,000,000	功労があると認められるもの	6,250,000	<p>(支給要件)</p> <p>第2条 職員が、生命又は身体の危険を顧みることなくその職務を遂行することによつて危害又は災害を受け、そのため負傷し、病気にかかり若しくは身体に障害（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表第1級から第8級までの等級に該当する障害をいう。以下同じ。）が存することとなつた場合又は死亡した場合に、その行為について功労があると認められるときは、特別ほう賞金を支給するものとする。</p> <p>(種類及び額)</p> <p>第3条 特別ほう賞金の種類は、殉職者特別ほう賞金、身体障害者特別ほう賞金及び傷病者特別ほう賞金とし、その額は、別表第1から別表第3までに掲げるところによる。</p> <p>(支給の内申)</p> <p>第5条 事務局の課、<u>教育事務所、教育機関の長</u>若しくは市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。）は、所属の職員が第2条の規定に該当し、特別ほう賞金を支給することが相当であると認められるときは、特別ほう賞金支給内申書（別記様式）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(別表第1)</p> <p>殉職者特別ほう賞金</p> <table border="1" data-bbox="1169 1161 2051 1362"> <thead> <tr> <th>功労の程度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>抜群の功労があると認められるもの</td> <td>10,000,000円</td> </tr> <tr> <td>多大の功労があると認められるもの</td> <td>7,500,000円</td> </tr> <tr> <td>功労があると認められるもの</td> <td>5,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	功労の程度	金額	抜群の功労があると認められるもの	10,000,000円	多大の功労があると認められるもの	7,500,000円	功労があると認められるもの	5,000,000円
功労の程度	金額																		
	円																		
抜群の功労があると認められるもの	13,000,000																		
多大の功労があると認められるもの	10,000,000																		
功労があると認められるもの	6,250,000																		
功労の程度	金額																		
抜群の功労があると認められるもの	10,000,000円																		
多大の功労があると認められるもの	7,500,000円																		
功労があると認められるもの	5,000,000円																		

改正案

現行

(別表第2) (第3条関係)

身体障害者特別ほう賞金

功労の程度 身体障害の程度	抜群の功労があると認められるもの	多大の功労があると認められるもの	功労があると認められるもの
第1級	10,000,000円	6,250,000円	3,000,000円
第2級	8,400,000	5,650,000	2,800,000
第3級	7,500,000	5,000,000	2,500,000
第4級	6,800,000	4,500,000	2,300,000
第5級	5,900,000	3,950,000	2,000,000
第6級	5,200,000	3,450,000	1,700,000
第7級	4,400,000	2,950,000	1,500,000
第8級	3,800,000	2,500,000	1,300,000

- (備考) 1 この表の身体障害の程度は、地方公務員災害補償法別表に掲げる等級による。
2 等級の決定及び額の調整については、地方公務員災害補償法第29条第2項から第5項までの規定の例による。

(別表第3) (第3条関係)

傷病者特別ほう賞金

250,000円以下の範囲で、功労の程度及び傷病の程度により別に定める額

(別表第2)

身体障害者特別ほう賞金

功労の程度 身体障害の程度	抜群の功労があると認められるもの	多大の功労があると認められるもの	功労があると認められるもの
第1級	7,500,000円	5,000,000円	2,500,000円
第2級	6,750,000	4,500,000	2,250,000
第3級	6,000,000	4,000,000	2,000,000
第4級	5,400,000	3,600,000	1,800,000
第5級	4,725,000	3,150,000	1,575,000
第6級	4,125,000	2,750,000	1,375,000
第7級	3,525,000	2,350,000	1,175,000
第8級	3,000,000	2,000,000	1,000,000

- (備考) 1 この表の身体障害の程度は、地方公務員災害補償法別表に掲げる等級による。
2 等級の決定及び額の調整については、地方公務員災害補償法第29条第2項から第5項までの規定の例による。

(別表第3)

傷病者特別ほう賞金

200,000円以下の範囲で、功労の程度及び傷病の程度により別に定める額

改正案

現行

(別記様式) (第5条関係)

(別紙様式)

特別ほう賞金支給内申書

特別ほう賞金支給内申書

第 号

第 号

年 月 日

年 月 日

長野県教育委員会 殿

長野県教育委員会 殿

内申者 職 氏 名__

内申者 職 氏 名

次のとおり特別ほう賞金の支給について内申します。

次のとおり特別ほう賞金の支給について内申します。

ほう賞されるべき職員	所 属	職 名	氏 名	生 年 月 日	
危険又は災害を受けた日時及び場所					
危険又は災害を受けるに至った状況及び功労の内容					
傷病又は身体障害の程度及び医師の意見					
特別ほう賞金を受けることができる遺族	氏 名	続柄	年齢	職 業	住 所
殉職年月日及び場所					
功労についての内申者の意見					
その他参考となる事項					

ほう賞されるべき職員	所 属	職 名	氏 名	生 年 月 日	
危険又は災害を受けた日時及び場所					
危険又は災害を受けるに至った状況及び功労の内容					
傷病又は身体障害の程度及び医師の意見					
特別ほう賞金を受けることができる遺族	氏 名	続柄	年齢	職 業	住 所
殉職年月日及び場所					
功労についての内申者の意見					
その他参考となる事項					